北海道ケアラー支援推進計画(仮称)

「素案」から「案」への変更点(対照表)

<u></u>				
連番	頁	素案	案	主な変更内容
1	P12	② 家族介護を取り巻く状況 2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況	② 家族介護を取り巻く状況 2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況	国の統計が公表されたことによ
		(5) ひとり親家庭の状況 ③ 世帯年収	(5) ひとり親家庭の状況 ③ 世帯年収	り、世帯年収の全 国平均を更新。
		[※ <u>H27</u> 年の全国平均は、母子 <u>348</u> 万円・父子 <u>573</u> 万円] (図表略)	[※ <u>R3</u> 年の全国平均は、母子 <u>373</u> 万円・父子 <u>606</u> 万円] (図表略)	
2	P19	◆ 条例の概要と計画推進のための基本的事項2 条例の構造と主なポイント第1条【目的】全てのケアラーとその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現	 ◆ 条例の概要と計画推進のための基本的事項 2 条例の構造と主なポイント 第1条【目的】 全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現 	
3	P21	 ◆ 条例の概要と計画推進のための基本的事項 3 計画推進のための基本的事項 (3) 基本的施策 条例に基づき、ケアラー支援を効果的に展開していく観点から、(中略)3つの柱を基本的施策としています。 	 ◆ 条例の概要と計画推進のための基本的事項 3 計画推進のための基本的事項 (3) 基本的施策 条例に掲げる「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」に向けては、各般の施策を効果的に展開していく観点から、(中略) 3つの柱を基本的施策としています。 本計画では、これらを重点的な取組に位置付け、条例に掲げる目的・理念の実現を図っていきます。 	本計画期間及び次期計画を見据えた中長期的の取組の進め方を追記。

連番	頁	素案	★	主な変更内容
			目指す姿(条例第 1 条に掲げる目的) 全てのケアラーとその家族等が孤立することな く健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や 希望を持って暮らすことができる地域社会の実現	
		3つの柱(図表略)	3つの柱(図表略)	
		_ <u>(新設)</u>	(取組の進め方) 本計画期間においては、当面の課題(P18)を 踏まえて設定した取組について、実施状況を分析・ 評価の上、必要な見直しを行いながら、総合的・ 計画的に推進していきます。 さらに、次期計画に向けては、各種取組の結果 からみえた課題とその対応策を整理し、市町村や 関係機関・団体、ケアラーとその家族等から意見 を聴きつつ、道が実施すべき施策を引き続き検討 していきます。	中長期的に施策を 推進していく上 で、そのスタート となる本計画期間 での取組の考え方 を明記。
4	P22	● ケアラーを支援するための具体的取組1 普及啓発の促進(3) 具体的取組(新設)	ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 ① 「ケアラー支援推進月間」の設定	ケアラー支援に 関する啓発活動を 積極的に展開する 「月間」を設定。

連番	頁	素案	→ 案	主な変更内容
5	P23	ケアラーを支援するための具体的取組1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組① ポスターやリーフレット等による啓発 (後略)	 ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 ② 広報啓発活動の展開 <u>a</u> ポスターやリーフレット等による啓発 (後略) 	項番を整理。
6	P25	 ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 (中略) ② ホームページやSNSを活用した情報発信 (後略) 	 ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 (中略) <u>b</u> ホームページやSNSを活用した情報発信 (後略) 	項番を整理。
7	P26	 ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 (中略) 少アラー支援に関するシンポジウムやフォーラムの開催 (後略) 	 ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 (中略) c ケアラー支援に関するシンポジウムやフォーラムの開催 (後略) 	項番を整理。
8	P26	 ケアラーを支援するための具体的取組 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 (中略) 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働 (後略) 	 ● ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 (中略) <u>d</u> 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働 (後略) 	項番を整理。

連番	頁	素案	紊	主な変更内容
連番 9		素案 り ケアラーを支援するための具体的取組 2 早期発見及び相談の場の確保 (2) 基本的な考え方(着眼点)(前略) なお、ヤングケアラーへの支援に当たっては、(中略)環境の整備を図ることが重要となります。	ケアラーを支援するための具体的取組 早期発見及び相談の場の確保 (2) 基本的な考え方(着眼点) (前略) また、実際の相談対応においては、例えば、周囲と 区切られた場所で行うなど、相談者のプライバシー 保護に十分配慮した仕組みとする必要があります。 (1)	主な変更内容 基本的な考え方として、相談対応 時に必要記記。 18歳を超えた「若者をアおける 意事項を追記。
		(図表略)	<u>行うことが大切です。</u> (図表略)	
10	P42	 ケアラーを支援するための具体的取組 ケアラーを支援するための地域づくり (3) 具体的な取組 ① 介護者サロンやカフェなど交流拠点の整備促進 	 ケアラーを支援するための具体的取組 ケアラーを支援するための地域づくり (3) 具体的な取組 介護者サロンやカフェなど交流拠点の整備促進(前略) また、ケアラーとその家族をそれぞれに支援するだけでなく、双方がともに参加する場において、互いの思いを共有し、スタッフが仲介役となって関係調整を行い、一体的に支援することが、良好な家族関係の維持に有効とされています。 (後略) 	交流拠点において、ケアラーとその家族を一体的に支援することの有効性を追記。

連番	頁	素案	案	主な変更内容
11	P48	ケアラー支援に関連する道の事業1 (略)		道がケアラー支 援を進めるに当た
		(図表略) (<u>新設)</u>	(図表略) (図表略) (図表略) (道がケアラー支援の取組を進めるに当たり、民間団体等の協力を得る際は、当該団体等が、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)第4条及び第5条に定める禁止行為を行っていないことなどにも留意することとします。	版を進めるに当たって民間団体等の協力を得る際の留意事項を追記。
12	P63	 数値目標の設定 目標(5)人材の育成(①ケアラー支援) (図表略) 受講対象者は主に上記のとおりですが、ケアラー支援に携わる職員が幅広く適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等も受講可能としています(P34)。 	援に携わる <mark>幅広い関係者も</mark> 適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サ	
13	P64	 数値目標の設定 目標(6) 人材の育成(②ヤングケアラー支援) (図表略) 受講対象者は主に上記のとおりですが、ヤングケア ラー支援に携わる職員が幅広く適切な知識と技術を習 得できるよう、ケアラー支援に携わる職員 としています(P34)。 	援に携わる幅広い関係者も適切な知識と技術を習得で	